

2013年（平成25年）4月2日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

理事長 中根 裕

〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル 204号

Tel:03-3706-0626 Fax:03-3706-0661

メール info@zenkoku-ido.net

URL http://www.zenkoku-ido.net/

移動困難者の円滑な移動・外出の確保に関する陳情書

全国移動サービスネットワークは、障がい者や高齢者等のいわゆる「移動困難者」が地域で生活する上で欠かせない「移動」や「外出」を支える団体（福祉有償運送団体、介護・自立支援事業者、介護タクシー等）を会員として、移動困難者の多面的な支援活動に取り組んでいます。

昨今、地方はもとより都市部においても、一人では移動や外出が困難な人（以下、移動困難者）が急速に増加しています。通院や通勤、通学、生活必需品の購入といった最低限の外出すら困難になっている実態があります。

「移動」は、様々な目的に付随する行為であり、「外出」は心身の健康を確保するために欠かせません。たとえば、高齢者にとっての移動・外出が、介護予防や認知症予防に大きな効果があることはご存じのとおりです。若年の障がい者にとっては、通学のための交通機関利用、就労のための通勤手段、生活のリズムを作る外出機会等の支援が、他の福祉サービスとトータルにマネジメントされることで自立した生活を送ることが可能になります。

移動・外出の支援は、「交通」の問題としてとらえる向きもあります。しかし、移動困難者に対する移動の支援は、「生活支援」の一つとして多くの取り組みが行われており、社会保障の一つとして位置づけるべき課題ではないでしょうか。

また、切れ目のない移動の支援を、合理的かつ無駄なく実現するためには、交通行政、厚生労働行政、文部科学行政等による横断的な対策が必要と考えます。予算措置のほか、地域の「人・物・お金・知恵」を総動員して問題解決にあたるよう、条件の整備（あるいは規制緩和）を行うべきです。

このような観点から、介護サービスや生活支援サービスの一部として、あるいはそれらと一体的に提供される移動の支援について、見解をお尋ねするとともに、現行制度の運用改善を講じていただきたく、次の通り陳情いたします。

障害者総合支援法関係

1. 地域生活支援事業の一つである移動支援事業について、市町村の詳しい実施状況を把握・開示し、個別給付化を検討すべきです。

移動支援事業は、地域で生活するために不可欠なサービスでありながら、一般財源（一部）で実施されているために、市町村によってサービス内容や供給量に大きな格差があります。たとえば、障がい種別や年齢で一律に利用時間数が決められたり、利用目的が限られている市町村では、必要最低限の移動もボランティアが支えている実態があります。実態把握とともに、個別給付化を検討することを求めます。

2. 移動支援事業について、通勤・通学（通年かつ長期にわたる外出）への利用制限が撤廃されるよう、基準等の提示を求めます。

通学・通所を認める市町村も一部にありますが、日常生活に欠かせない移動です。たとえば通学は、多くの特別支援学校でスクールバスが運行されていますが、様々な理由で、乗車できない生徒もいます。個別事情を勘案し、通勤・通学・通所の支援が必要な人には、移動支援事業の利用が認められるよう、対策を講じるべきです。

3. 移動支援事業について、車両を使用した支援の事業者の育成を推進すべきです。

移動支援事業については①個別支援型②グループ支援型③車両支援型の3種が例示されていますが、多くの市町村は①のガイドヘルプのみで行っています。②も少しずつ広がっていますが、障がい者団体等からは③の要望が寄せられます。1人体制が可能な利用者には、③の運用規準等があれば、決められた時間枠を有効に活用でき、コストを増やさずにニーズに応えることができます。早期に車両支援型を具体化することを求めます。

4. 行動援護・同行援護の提供事業者が増えるよう、従業者資格の緩和及び、事業者育成等の支援をすべきです。

福祉有償運送＋行動援護または同行援護のサービスを提供している団体に、利用希望が集中し、対応できないという状況が起きています。地域によりますが、行動援護はスタッフの育成が難しいことが要因にあります。同行援護は非効率なサービスになりがちで、事業者が増えないことが一因です。地域の実態を把握し、サービス提供体制が整うよう対策を講じるべきです。

5. 知的障がい児・者について、余暇活動や外出先での介護を主目的とする場合は重度訪問介護を、移動に特化した支援は移動支援事業を利用できるよう区分けを明確にすべきです。

現状、移動支援においては、体調の維持を目的とした散歩やプール等での運動、また、家族のレスパイトを主目的とした利用者の外出のために利用されています。しかしながら定期的な通院や通勤、通学等、移動を目的とした外出については、各自治体の実施要綱や支給量的に利用し難い状況にあります。それぞれのメニューを、目的に応じて利用できるようわかりやすく区分けすべきです。

6. 乗降介助のほかに院内介助や外出先での介護を含めた、包括支払方式の「通院等移動介助」の創設を要請します。

車両への乗降介助に特化した「通院等乗降介助」では、移動困難者への十分な支援ができません。外出に伴うサポートも、単に身体の移動のサポートから、総合的なサポートに移行しています。例えば通院の際も、身支度や戸締り、医師等からの助言聞き取り、薬の受取などのほか、食料や生活用品の買い物付き添いなど、総合的なサポートが必要なケースが増えています。乗降前後の介助にとどまらず、目的地での付き添い等を含めた、包括支払方式の「通院等移動介助」が望ましいと考えます。

7. 現行の「訪問介護」について、院内介助が必要であっても、身体介護の適用が認められない市町村の運用を是正すべきです。

医療機関によっては、病院のスタッフは個別の患者（利用者）に対応できません。平成 22 年 4 月に出された事務連絡「訪問介護における院内介助の取扱いについて」では、「一概に算定しない取扱いとすることのないよう」と記されています。しかし、現在も、算定が認められない市町村や、長時間であっても「通院等乗降介助」しか認めない市町村が少なくありません。このような運用の格差について、是正策を講じるべきです。

8. 現行の「通院等乗降介助」について、複数か所に通院した場合は、それぞれ 1 回の算定を認めるべきです。

現在は、複数の医療機関を連続して受診した場合でも、「通院等乗降介助」は、最初と最後の各 1 回分しか算定できないこととされています。一方、身体介護で複数か所を受診した場合は、それぞれにかかった合計時間数の算定が可能です。「通院等乗降介助」も実態に即して同様に取り扱うべきです。これについては、総務省から、平成 24 年 8 月 31 日付で行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた通知が発出されています。この対応についても見通しを示してください。

9. 日常生活支援事業のサービスメニューとして、移動サービスを含めた具体的な例や事例集、Q & A集を作成することを求めます。

趣味やショッピング等の外出（WANT 需要※）と、それに伴う移動の支援は、介護予防の観点から大変重要です。ふれあい・いきいきサロン等への送迎、そこから買い物や通院等の付き添いを行うサービスに対するニーズも（地方では特に）あります。市町村が、日常生活支援総合事業でこのようなサービスを盛り込みやすくなるよう、移動を含む具体例の紹介・提示を求めます。

※WANT 需要：本人の意向によって生じる外出目的のこと。反対に、本人の意向に関わらず外出しなければならない目的のことを、MUST 需要と呼んでいます。

10. 介護保険の対象であるかないかに関わらず、移動困難な高齢者を対象とした外出支援について、補助金制度や数値目標、普及啓発等の推進施策を講じるべきです。また、現行の制度・施策で該当するものがあれば示してください。

移動・外出に困っている高齢者は、要介護者だけではありません。むしろ、要支援者や二次予防事業対象者のほうが、外出意欲や通院の頻度が高く、より「外出に困っている」実態があります。

こうした高齢者の在宅生活を支えるサービスの一つに「福祉有償運送」がありますが（全国 2300 団体余）、その多くは運転者の確保や財政面、利用者の範囲等で問題を抱えています。福祉有償運送にとどまらず、「移動・外出の支援」のサービス創出および運営について、具体的な推進施策が必要です。厚生労働省内外の連携を含め、該当する可能性のある制度・施策があれば示してください。